

付 議 第 5 号

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程 の一部を改正する訓令議案

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成 14 年高知県教育委員会訓令第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の
一部を改正する訓令の概要

1 改正の目的

平成22年度に高知県において開催予定の全国生涯学習フォーラムの準備を進めるため、生涯学習課に内部組織として全国生涯学習フォーラム推進室を置くことに関連する改正を行う。

2 改正の主な内容

課長が決裁権者である案件の室長の代決権について規定する。(第5条)

3 施行期日

平成21年10月1日

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局
各教育機関

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月 日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部を
改正する訓令**

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程（平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同条第15号中「課長補佐及び」を「課長補佐、課の内部組織である室の長（第5条において「課内室長」という。）及び」に改める。

第5条の表本局の課長の項中「専門企画員」を「課内室長及び専門企画員」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程 (抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 本局 高知県教育委員会行政組織規則 (昭和43年高知県教育委員会規則第6号) 第6条第1項に規定する課を総称したものをいう。

(10)～(14) 略

(15) 課長補佐等 課長補佐、課の内部組織である室の長 (第5条において「課内室長」という。) 及び専門企画員をいう。

(16)・(17) 略

第2章 事務の専決及び代決

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

旧

高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程 (抜粋)

第1章 総則

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(8) 略

(9) 本局 高知県教育委員会行政組織規則 (昭和43年高知県教育委員会規則第6号) 第6条に規定する課を総称したものをいう。

(10)～(14) 略

(15) 課長補佐等 課長補佐及び専門企画員をいう。

(16)・(17) 略

第2章 事務の専決及び代決

(代決)

第5条 決裁等を受ける場合において、次の表の左欄に掲げる決裁権者等が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者が、それぞれの順位により代決することができる。この場合において、教育次長が2人以上いるときは、教育長が定めた順序又は方法による。

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	略	略	略	略
	課長	教育企画監、企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長補佐	
		課長補佐等(課内室長及び専門企画員にあっては、担当する事務に限る。)		
略	略	略	略	略

決裁権者		代決権者		
		第1順位	第2順位	第3順位
本局	略	略	略	略
	課長	教育企画監、企画監及び副参事(担当する事務に限る。)	課長補佐	
		課長補佐等(専門企画員にあっては、担当する事務に限る。)		
略	略	略	略	略